

民生教育委員会会議録

招 集

令和2年11月9日（月）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【市民生活部】朝妻部長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐
畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長 片山生活環境担当課長補佐
池口廃棄物対策担当課長補佐 遠藤施設管理担当課長補佐

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長 渡部企画担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長
米田相談給付担当課長補佐 橋本担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐 井原総務担当係長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐
住田学務担当課長補佐 山下担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 戸田議員 前原議員 又野議員

報道関係者1人 一般1人

報告案件

- ・指定管理者候補者の選定結果について（健康対策課） [福祉保健部]
- ・指定管理者候補者の選定結果について（障がい者支援課） [福祉保健部]
- ・指定管理者候補者の選定結果について（長寿社会課） [福祉保健部]
- ・令和元年度における米子市内の児童生徒の状況について [教育委員会]
- ・指定管理者候補者の選定結果について（環境政策課） [市民生活部]
- ・「第2次米子市環境基本計画（原案）」に係るパブリックコメント実施結果について [市民生活部]
- ・「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画（原案）」に係るパブリックコメント実施について [市民生活部]

午後1時00分 開会

〇国頭委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、執行部から7件の報告がございます。

初めに、指定管理者候補者の選定結果について（健康対策課）について、当局の説明を求めます。

景山福祉保健部長。

〇景山福祉保健部長 健康対策課の報告に入ります前に一言申し上げます。皆様には当初お配りしておりました委員会資料につきまして、情報公開の観点から候補者の今後の事業活動に不利益になるおそれがあると判断する情報が、当初含まれておりましたものから、資料を差し替えさせていただいております。不手際がございましたことを冒頭におわび申し上げます。それではよろしくお願いいたします。

〇国頭委員長 中本健康対策課長。

〇中本健康対策課長 そういたしますと、健康対策課のほうから報告させていただきます。まず最初に、健康対策課のほうからの指定管理者候補者の選定結果についての資料につきまして、7ページをお出しいただけますでしょうか。7ページの指定管理者候補者選定基準・評定票のうち、法人等の所在地の部分につきまして誤りがございます。米子市車尾5-1-1という表記がされていますけども、こちらは訂正でございまして、松江市乃白町薬師前3-3でございます。誠に申し訳ありません。重ね重ねおわび申し上げます。

そういたしますと、米子市福祉保健総合センターにつきまして、11月2日に行われました米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえて、旭ビル管理株式会社を指定管理者候補者に選定いたしましたので報告いたします。なお、指定につきましては、12月定例会に議案を上程させていただきます。

まず、当該結果に至った経緯について御説明させていただきます。お手元の資料のほうには直接御記入させていただいておりませんが、まず経緯のほうを説明させていただきたいと思います。5月15日に本施設について指定管理者制度を適用することを決定いたしまして、7月1日に公募の告示、7月8日から8月14日にかけて募集いたしました。旭ビル管理株式会社、株式会社さんびるの2社から応募がありました。2社から事業計画書等の提出を受けまして、所定の選定基準に基づき事業計画書等の内容を評定し、当該資料の6ページ及び7ページの評定票の結果に至りました。次に9月9日に福祉保健部長を議長とする選定会議を実施し、全会一致で当該候補者案を決定いたしました。これを受けまして、10月19日に候補者案を選定委員会に諮問し、10月26日に選定委員会の会議を開催し、候補者案について調査・審議いただきまして、11月2日、資料の2ページから3ページに及びます選定委員会の答申をいただいているところでございます。それに基づいた選定結果が、5ページの一覧となっております。

経緯につきましては以上でございしますが、次に、評定等の御説明をさせていただきます。6ページをお開きください。こちらは、候補者の旭ビル管理株式会社の選定基準・評定票となっております。現行の管理者の株式会社さんびるの管理水準を標準とする中、使用者等のサービス向上策、経費削減の選定基準について秀でており、総合評点が高いことになり1位となりました。次に、3ページをお開きください。当該評定票等を基に選定委員会

において御審議いただきまして、旭ビル管理株式会社が本件の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなく、最終的な候補者とするのが適当な旨の答申をいただき選定いたしました。なお、収支計算書等を参考資料としておつけしております。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

○**土光委員** 今回の案で特に指定管理者が変更というか変わるということも含めて、まず職員、指定管理者で働いている職員、職員の雇用の継続とか労働条件が維持されるかどうか、その辺に関してお伺いしたいと思います。まず、元々指定管理者の募集要項を当局側が出しています。この募集要項に関して、募集するときの基準として職員の継続雇用とか労働条件、これはどのような基準で募集をされているのですか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 今の御質問に対しまして、まず冒頭の質問でございますが、雇用の継続につきましてでございますが、現時点においては、そういう条件を必ず付記しているわけではございませんので、雇用の継続をお願いするという条件にはなってはいません。ですが今後、現在のさんびるさんのほうにもこの結果を通知いたしますとともに、説明にまいりますので、その中でそこら辺の雇用のことについて、お伺いさせてもらった上で、今度は旭ビルのほうともできる限りの調整はいたしたいというふうに思っているところでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** このできる限りの調整をするというのは、米子市側としてはどういう要請とかお願いとか、することになっているのですか。

○**国頭委員長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** 当然、これは雇用の問題ですから、今現在、お働きになられている方の御希望にもよるところだと思っておりますが、委員おっしゃるとおり、急に選定されなくなって職業がというところがあるかと思っておりますので、そこら辺の職員さんの意向を聞いた上で、そういうような意向をお持ちだということを旭ビルさんにできる限りと言いましたのは、投げかけをしていきたいというふうには思っているところでございます。これに関しまして、募集要項等で確実にそういうものを引き継ぐんだということを記入しておりませんので、最終的には旭ビルさんの判断になろうかと思っておりますけども、私どもとしましては、そういうもし意向がありましたら、その旨を伝えていきたいというふうに考えおります。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の職員さんの意向を確認というのは、さんびるさんがするのですか、それともその意向は米子市側がするのですか。

○**国頭委員長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** そこら辺につきましては、さんびるさんの本社のほうと相談し決めたいと思っております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 結果的に継続になる職員もいるかもしれないし、ならないかもしれない。今の話ではそういうふうになりますけど、労働条件に関しては、何か募集要項等で基準とい

うか、例えば、労働条件は下がらないこととか、そういった類の何か募集要項に関する記述、条件というのは付しているのですか。

○**国頭委員長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** 特段そこら辺の細かい設定はございません。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 特に指定管理で、管理者が変わるときということ、問題というか、出てくると思うんですが、以前というかその全てかどうかわかりませんが、以前、指定管理者を募集するときの基準には、雇用の継続とか労働条件の維持、そういったことに関する記述があったと思います。例えば一つの例でこういった文言でした。職員の採用及び労働条件の維持に配慮するように努めなければならないというふうな記載、以前のある指定管理の募集要項の基準の中にはありました。それが今の答弁では、そこは今は特に基準としては、条件としてはつけていないということだったと思います。これはどういう考え方でそういった条件を今はつけないようになったんですか。

○**国頭委員長** 景山福祉保健部長。

○**景山福祉保健部長** その考え方の詳細について、細かいところまで説明をすることはちょっと困難かと思いますが、当然のことながら、5年に1回このように管理者が変わるとすることも想定の中にはございますので、先ほど課長が申し上げましたとおり、雇用の継続等については、丁寧に引継ぎをしていただく、御本人さんに配慮をした対応をしていくということは、当然のこととして捉えておるつもりであります。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 雇用の継続をある意味で条件とすること自身がいいか悪いか、それはいろんな視点でいろんな議論があると思うんですが、明らかに以前はそういった雇用の継続、職員の採用という文言ですけど、労働条件の維持に配慮、そういったことが明文化、募集するとき明文化された形で募集をしていたと思います。今は、例えば今回の募集要項にはそういう文言はない。それから今の答弁でも特に米子市としては雇用の継続とか労働条件の維持というのは特に条件としては付していない。これは明らかに考え方、方針が変わったというふうには私には見えるのですが、もし変わったなら、なぜどういう考え方で変わったのかという説明を私は必要だと思うんですが、いかがですか。

○**国頭委員長** 景山福祉保健部長。

○**景山福祉保健部長** 明確な答弁にはならないかもしれませんが、繰り返しになりますが、このたび我々としたしましては、その点につきましては、当然のことながら明文化されていなくても業務の中で行わなければいけないものとして捉えて進めておるつもりでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今、当然のことながら業務の中で進めていかなければならないことというのは、これは雇用の継続とか労働条件の維持、それに関してということなんですか。

○**国頭委員長** 景山福祉保健部長。

○**景山福祉保健部長** 雇用の継続、労働条件の維持ということになりますと、最終的には引き継がれる先の御判断にもよりますが、なるべく御希望がありましたら、それに沿っていただくように、私どもとすればお願いをしていくということになるかと思っております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回の募集要項は、その辺は条件として付していないので、指定管理になった業者がその辺のところは会社の考え方、会社の都合で決める。最終的には決めることができるような条件だったと思います。ただ、一般的にはやはり、雇用の継続とか労働条件の維持というのは、これは重要なことだと思うので、今回、正式に議決されて変わるとしても、そのときに米子市としてそういった今の職員、もちろん希望が前提で、雇用の継続、労働条件に関しては、米子市としても基本的にはお願いというか、要請以上のことはできないかもしれませんが、米子市としてはその辺をきちっと見て行ってほしいと思います。結果的には、最終的に今回は旭ビル管理さんが決めると思いますけど、その段階で米子市もきちっと関与してほしい。条件をつけてないので、関与には制限があると思いますけど、やはり一般的な意味でそれは重要なことだと思うので、そこは注意して進めていく必要があるのではないかと思います。これは意見です。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

土光委員。

○**土光委員** 今のこと、雇用の継続とか労働条件の維持、これは条件として付していないので、必ずしもそれをするというふうなことは義務づけられてはないと思いますが、今回旭ビル管理さんは、募集要項で事業計画書を提出しているはずで。その中で、会社の意向として雇用の継続とか労働条件の維持に関して、それに関する何らかの記述、記載があったのですか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 旭ビルの記載のほうに、そういうような継続の雇用だとか、そういうものは具体的にはございません。あくまでも、先ほどのお話にも通じるかもしれませんが、募集要項に従って事業計画書をお出しいただくというところがございますので、主眼は経費に置かれているところがございますので、具体的に今、土光委員さんが質問されたような中身について事業計画書のほうには触れられてございません。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。先ほどの意見というか要望はぜひともお願いしたいと思います。もう一つこれに関してお聞きしたいことがあります。資料で2つを比較した。だから5ページになります、別紙4と書いてあるところ。この結果で、1点差ですよ、旭ビル管理さんが1位だったという。まず、決め方、評価の仕方なのですが、5ページの資料で総合評定の点数があります。それからその隣で、(A) - (B)、提案の、要は経費の額があります。というふうな結果になったとして、選定するのは、あくまでも点数だけで1位、2位を決める。そういう考え方なんですか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** おっしゃるとおり、総合評点が高いほうが上位に来るということでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 経費に関して、旭ビル管理株式会社と株式会社さんびる、100万円以上、安く、経費節減ということで安くなっています。こういうふうに経費節減できた一番の理由は何ですか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 経費につきましては、主なものは人件費と施設管理費でございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 施設管理費が安くできたというのは、主な要因は何ですか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 細かい中身につきましては、全体の施設管理経費として様式をお出しいただいているところもございますので、具体的にこういう細かいところがどこだというところにつきましては、仕入れていないというところがございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 12月議会で議決案件になるということなので、この辺の要因が分かるような資料を出していただきたいのですが、出していただけますか。

○**国頭委員長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** そのように努めるように努力いたします。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** もう一つ、主な要因で人件費と施設管理費、人件費も経費削減の主な要因ということ。だから、これは類推するしかないのですが、6ページで、これは旭ビル管理さんで、それぞれの項目で評点があります。この中で旭ビル管理さんは、項目の中で3番、事業計画の内容が施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであることの中の(3)、人件費の設定は適切か。という評価項目で、これは3になっています。いわゆる普通の判断です。人件費、旭ビル管理さんは人件費の設定は、普通という判断がされています。ただ、経費の節減の主な要因の一つに人件費だということは、比較したときにさんびるさんよりも優れていたというふうに推測するのですが、ただ、資料の7で、これは1位にならなかったということ、具体的なところまでは公表というか、出していないのですが、同じ項目でこのさんびるさんは、3番の(3)、人件費の設定が適切か。ということで、3未満だったということになりますか。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** そこにつきましては、3未満かというところが、先ほど部長が答弁したとおりですね、情報公開の観点からというところで、不利益な部分に該当する、運営することに直接関わりますので、そこのお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。ですが、基本的に人件費自体の設定自体に関しましては、結果的に数字としては、旭ビルさんのほうが、数字上の要因にはなっていますが、さんびるさん自体が標準ベースにしているというところは、このつくりとしてありますので、そこら辺で察していただけるんじゃないかと思っております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回提供された資料ではその辺が察することができないから聞いています。要は、旭ビル管理が経費の削減で優れていた。主な要因が人件費と施設管理費、人件費も削減という意味で多分、優れていたというのはつまり、金額が安かったというふうにこれは推測するしかないのですが、これもさんびるさんと旭ビル管理さんで、人件費がなぜ削減できたのか。つまり、人件費を削減というのは、職員の人数か、もしくは給与、労働条件としか私は考えられないのですが、だから、その違いだというふうしか考えられないのですが、これも何が違って人件費の削減が旭ビル管理さんができたのかが分かるような資料を出していただきたいと思っておりますが、いいですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 そこ自体は直接の評点の情報公開の観点のところでは出せないという話とは別になりますので、人数なのかどうかということは、今お答えさせていただきます。人数がまず違います。端的に言いますと、さんびるさんよりも旭ビル管理さんは、人数を絞ってこられたというところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 例えば今、現在さんびるさんがやっていますけど、今現状での人数と旭ビル管理さんが提案してきた人数、それと比べても明らかに少ないんですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 明らかにと言いますのがどの程度かとあろうかと思えますけども、人数でいきますと1、2名程度でございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 今の職員の数を基準にして比べて、今回の提案の旭ビル管理さんは、1、2名少ない。今回の提案で、さんびるさんの人数は、今の人数よりも多いんですか少ないんですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 現状のままでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 1、2名少ないだけで、そんなに経費の削減の大きな要因になっているのですか。労働条件云々は基本的に変わらない、変わらなかったんですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 労働条件個別の給与等まではこの計画書のほうには求めておりませんので、人数と総額というところになりますので、というところになります。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 人件費の総額は、旭ビル管理さんは出ていますよね、それぞれ毎年。さんびるさんは、これよりも金額が大きかったということになりますよね。だからその個々のいろんな業務とかがあるから、個々の一人一人の労働条件は分からないかもしれんけど、おおざっぱに見て人件費の総額と人数、人の数を割り算すれば、大まかな傾向は見えるのではないかと思うのですが。なぜ人件費が経費削減の大きな要因になったかは、今の答弁ではやはり分からないんですけど。

○国頭委員長 土光委員、質問をもう一度。

○土光委員 つまり、経費削減は数字を見るだけで、非常に旭ビルさんが優れている。要は少ない金額。少なくできた大きな要因は、人件費と施設管理費だというふうに言われました。じゃあ人件費がなぜ、要は少なく済んだのかというところの理由が知りたいということです。多分理由としては人数が少ないか、1人当たりの給与が少ないかしか私は思い浮かばないのですが、人数に関しては、1人か2人、だからそんなに大きな違いはないような気がします。そうすると、結果的には労働条件。じゃあ前提として、今、あそこで業務をしている職員の数は何名なんですか。ちょっとそれによって1人、2人が大きい小さいかは判断できると思うので。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 現在は10名でございますが、これも10名の形態がいろいろあり

ますので、管理責任者、副管理責任者、施設管理部門、あと受付、日直、総務部門、みたいな形になっていますので、一律にそれを10で割っても同じような形態でございませぬので、というところがありますので、ですが10名でございます。先ほどの質問もありますけども、差額につきまして、1名、2名程度ではというお話ですけども、実際の減額の経費節減効果減額が140万というところと、14万8,000円というところとございますので、人、1人、2人という表現も、そういうところで同じような職種を10人並ぶ、8人並ぶということだったら、はっきり何名と言えるんですけども、その働き方が違うのでそういう形で御答弁させてもらっていますが、その結果、1人、仮に2人であれば十分な金額の差ではないかなというふうには思いますが。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今、母数が大体10名くらいで、そのうちの1人、2人はそれなりに大きな違いが出るのではないかとというのは分かりました。逆に、米子市側として、今、10名程度で回っている。多分いろんな工夫もあるんでしょう。人数が1人、2人減る。ということで業務はきちんと回るという判断はされているわけですか。

○**国頭委員長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** 当然、そこは回るという判断で、そういう評定をつけさせてもらいました。補足になりますが、当然、この選定基準に従って、我々の所管課が単独、健康対策課が単独での思いで評定をするものではなくて、米子市のルールとして選定基準がありますので、これに従って、淡々とと言ったら語弊があるかもしれませんが、点をつけさせていただいて、そこは信じる部分は業者さんから出てきた資料に関しては、信じさせていただくというところで評価をさせていただいております。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（障がい者支援課）について、当局の説明を求めます。

仲田福祉保健部次長。

○**仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** では続きまして、障がい者支援課所管の米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者候補者について御報告いたします。

この2施設につきましては、一体のものとして指定管理者制度を適用することとし、7月1日に、指定管理者候補者の公募を告示しました。7月8日から8月14日までの期間で募集をしましたところ、社会福祉法人養和会と社会福祉法人米子福祉会の2法人から応募がございました。事業計画書の内容を審査した結果、医療系の専門職種を配置して心身機能に関することも含めた相談業務に力を入れようとする提案があったこと。障がいのある方のスポーツ環境の整備のための知識、技術を有する障がい者スポーツ指導員を配置して、障がい者スポーツの普及、発展を目指している点などが優れていることから、資料の6-1、6-2の評定といたしました。9月9日に部内の選定会議を開催して社会福祉法人養和会を第1順位、社会福祉法人米子福祉会を第2順位とする指定管理者候補者案を決定し、10月12日に米子市指定管理者候補者選定委員会に諮問いたしました。そこで候補者案について御審議いただきました結果、11月2日、案のとおり指定管理者の最終候

補者とすることが適当との答申をいただいたところでございます。今後、指定管理者の指定につきましては、12月議会に議案を上程し、議決を経た上で行ってまいります。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局からの説明は終わりました。委員の皆さんからの御意見を求めます。
岡田委員。

○岡田委員 すいません、別紙4のところの総合評定、これは66と63ということで養和会さんが66でということなんですけど、これは両方とも同じ数値になっているような気がするんですけど、どこが違うんですか。

○国頭委員長 仲田福祉保健部次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 大変申し訳ございません。別紙4の2の優先順位2、米子福祉会のところの2番目の項目、施設効果の最大限の発揮が、30分の21というふうに記載しておりますが、18の誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。

○国頭委員長 ほかにありませんか。ないようですので本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（長者社会課）について、当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 長寿社会課から指定管理者候補者の選定結果につきまして、御説明いたします。令和3年4月から指定管理者制度を更新することとしております長寿社会課所管の米子市シルバーワークプラザの指定管理者候補者を米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえまして、選定いたしましたので御報告いたします。選定の方法は特定の法人等を選定といたしまして、公益社団法人米子広域シルバー人材センターを選定いたしました。米子広域シルバー人材センターにつきましては、プラザの設置目的でございます働く能力や意欲のある高齢者の就業、研修、会議等の便宜を供与することにより、高齢者の能力活用や社会参加を推進する事業に取り組んでいること。また、平成18年度からこれまでの間、プラザの指定管理者として適切に施設管理を行っているなどの実績があること。などの理由から引き続き選定するものでございます。なお、指定管理者の指定につきましては、関係議案を市議会12月定例会に上程し議決を経た上で行う予定としております。以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

ないようですので本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時39分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

令和元年度における米子市内の児童生徒の状況について、当局の説明を求めます。

西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 では令和元年度における米子市内の児童生徒の状況につきまして、お手元の資料に沿って御報告をさせていただきます。

まず1、いじめの認知件数についてですが、こちらは過去3年間のいじめの認知件数の推移を示してございます。御承知のとおり、平成26年度の調査から文部科学省よりいじ

めと認知すべき例が示され、短期間で解決した軽微な事案も含めて積極的にいじめを認知するようになりました。それ以降も積極的に認知する姿勢が、いじめの早期発見、早期解決につながるとの意識が、学校現場に浸透してきておりまして、アンテナを高くして取り組んでいるところでございます。件数としましては、平成26年度以降横ばいもしくは微増の傾向にあります。

次に2、いじめの対応ですが、ひやかし・からかいでありますとか、嫌なこと・恥ずかしいことをさせられる、仲間はずれや無視をされたりするといった事案が大きな割合を占めております。また、ネットでの誹謗中傷等が、特に小学校で急増しております。SNSによるトラブル等が増えつつある状況でございますので、家庭や関係機関との連携はもちろんのこと、情報モラル教育をしっかりと行っていく必要があるというふうに考えております。

続きまして3、いじめられた児童生徒の相談状況ですが、担任に相談したケースが最も多く、次いで家族、保護者となっております。一方、友人に相談するといった件数が少ないことから、やはりいじめを許さないという子どもたちの意識を高め、周りの友達にも相談できる。そういった学校や学級風土を構築していく必要があるというふうに考えております。なお、令和元年度の事案につきましては、その多くが解消済みであり、継続指導、観察中の事案につきましても、いずれも改善が図られているというふうに把握しております。

次に4、不登校児童生徒の推移ですが、一時期急増した小学校低学年、あるいは中学校1年生における不登校の数は少し改善傾向にありまして、ここ数年取り組んできております保幼小連携でありますとか、米子市版小中一貫教育の充実の成果の一つではないかというふうに考えておりますが、全体としましては、小学校、中学校とも増加傾向が顕著でありまして、教育委員会としましては、喫緊の課題であると認識し、その改善に向けて取り組んでいるところでございます。特に、現在小学校高学年や中学校3年生の急増に非常に危機感を持っているところです。このことについては5番の不登校の主たる要因、6番の不登校となったきっかけと考えられる状況とも関連があるのではないかと分析しておりますが、令和元年度は不登校の主たる要因、きっかけと考えられる状況ともに、児童生徒の無気力や不安が多くみられる状況です。また、生活リズムの乱れも気になる数字でございます。こうした要因、きっかけへの対処や予防的な取組も必要になってくると考えているところでございます。また、不登校となるきっかけが多様化、複雑化している現状を踏まえ、こうした状況をいかに早期に、また的確にアセスメントをし、状況に応じた対応をしていくかが重要になってくると考えております。引き続き米子市全体で危機感をもって取り組んでまいります。

最後に、学級が機能しない状況7番についてですが、学校計画訪問でありますとか、全校を対象とした定期的な学校訪問、そして日常的な学校との情報交換等を密に行い、実態把握や対応に努めているところでございます。令和元年度につきましては、多少落ち着いた状況の学級があったものの、学校が組織的に対応、これは例えば、一部教科担任制を敷いたり、教員の複数配置等を行ったりした結果、学級が機能しない状況にまで陥った学級はなかったものと把握しております。なお、今年度につきましては、幾つかの学級で落ち着いた状況が見られるものの、指導主事を派遣しての指示、指導でありますとか、学校の自浄作用によりまして、改善傾向にあるというふうに把握してございます。ただ今年

度は、新型コロナウイルス感染症によって、子どもたちがいつもとは異なる学校生活を送っていることでもあります。また時期的に丁度、体育祭、運動会、学習発表会が終わった、丁度この今頃から例年落ち着きがなくなる傾向にありますので、こうしたことを踏まえまして、危機感を持って引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。報告は以上です。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員 2、3教えてください。まず3番のいじめられた児童生徒の相談状況なんですけど、さっき説明があったように、担任に相談が一番多いかなと思っています。特に令和元年は、保護者や家族の5倍くらいに担任に相談しているというようなところで、担任に相談して、その対応マニュアルというのは、もう整備されていると思うんですけども、大まかにいうとどういうふうなことをしてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 まず担任に相談というのは、学校は定期的に教育相談でありますとか、カウンセリング週間、アンケート等を子どもたちに実施しておりますして、その中で担任に打ち明けたものの中に、そういったいじめに関わるものがございましたら、担任一人で解決するわけではなくて、校内のほうでいじめ対策防止委員会等を設置しておりますので、そこで情報共有しながら、その後組織的に対応しているというところでございます。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それではいじめがあったその事柄で、その日に当日に、学校の担任の先生に相談するというよりかは、カウンセリングやアンケートとかで出てくる。発覚したことという意味合いなんでしょうか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 そういったのは定期的に設けている相談体制でございまして、言葉が足りませんでしたけども、それ以外にも、例えば、担任と交換日記ではないですけども、情報交換するような連絡帳を使っている学校もたくさんありますし、そういった中で、担任もアンテナを高くしながら子どもたちの変化に気づいたり、あるいは子どもたちの変化によって担任から声かけをしたり、何か変わったことがあったのとか、そういったことでいろいろな手段を通じて早期発見に努めているというところでございます。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私が相談を受けているのは、ほんの一部だと思うですけども、担任に相談したけれども、何もしてもらえなかったというような相談は結構あるんですね。なので、その対応マニュアルの徹底だとか、それだとか、担任も一人で解決なんかできないので、連携体制だとか、そういうようなことはどの程度できているのかなと疑問に思っています。そしてまた、一方では人権教育はとても小中一生懸命やっているのに、でもこの日々の人権感覚、人権意識はまだまだ足りないな。さっきの友人に相談のところにあつたように、それを日々に生かしていないじゃないかなと思うところもあります。御存じのように、15歳までの自死、自殺というところの割合が、ほかの事故だとか、ほかのものよりもっと多いというようなことを考えると、その心の傷というのはとても深いものだし、あと、また不登校だとか、ひきこもりだとかに通じるというふうになると、とてもこの一番初めの担任に相談というところをもうちょっと慎重に、丁寧にやっていただきたいなと思っ

ているところです。何か御意見があれば。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 ただ単に教育相談体制を整えればいいというものではないというふうに議員御指摘のとおり感じておりますので、学校長を通じて引き続き啓発を図っていききたいというふうに考えております。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 もう一つ、不登校となったというところで、30日学校を休んで、継続して休んでですね。その手前のところがやっぱりもうちょっと語りかけが必要だなと思うんですけど、その不登校となっている方も学校からは何の連絡もありませんというような御意見だとか御相談なんかもあったりもするので、どういうふうな対応をしてらっしゃるのかなというふうなことを教えていただきたいと思います。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 これは最近の不登校の増加に伴いまして、学校のほうでとにかく早期に発見、早期に対応ということを意識して行っている学校が多ございます。例えば、今までですと、ある一定の期間、学校を何らかの理由で休んだ後で慌てて対応するというような学校が多かったんですが、例えば、今、2日休んだ。2日連続で休んだ場合も不登校のサインとなる可能性があるというような意識を持ちながら、そういったお子さんが見られた場合は、すぐに管理職に報告したり、場合によっては学年、あるいは学校全体でケース会議等を開いて対応していくというようなところで、それで不登校傾向でなければ、それに越したことはないというふうな捉えで、学校のほうは動いているところでございます。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 さっきのいじめのところと不登校のところの対応マニュアルがあると思いますので、それをいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

石橋委員。

○石橋委員 最初に不登校のほうのところからお伺いしますけれども、6の表ですね。本人に係る状況というところの平成29年、平成30年のところは斜め線なんですけれど、そこをチェックされるのが、令和元年からということになったということなんでしょうか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 こちらの基にしておりますのが、文部科学省の国からの調査項目を基にしておりますので、その調査項目が平成26年度までこの本人に係る状況があったんですが、27、28、29、30と項目がなくなりました。その間独自の米子市としての調査をしてございませんので斜線としておりますが、昨年度、令和元年度に再びそういった調査項目がありました。これはおそらく今の子どもたちの状況を勘案してこういった本人に係る状況も加えたほうが良いというような国の判断かと思われませんが、いずれにしてもそういった経緯がございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 その本人に係るというところの数字を見ますと大変大きいので、やはりそれは大事なことなんだというふうには思うんですが、どういうふう考えたらいいのかなと思うんですが、要はこれだけで見ると、本人の個の問題が不登校の主たる原因だよみたいなことに見えるわけですね。それってほんとにいいんだろうかということと、本人に係

る状況というものは、書いてはありますけど、生活のリズムとか、無気力、不安感とかというのが書いてありますが、それは現場ではどういうふうに捉えられているのでしょうか。もうちょっと説明してもらえますか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 これはその質問項目にも括弧書きであります、関係すると思われる項目を複数回答というふうにしてございまして、これは学校が子どもたちに聞き取ったり、保護者の方に聞き取ったりする中で挙げて、最終的には学校が判断して挙げてくる数字ではございますが、今、多様化、ほんとに複雑化しております、例えば、この無気力、不安が、それがそもそもきっかけになった場合もあるかもしれませんけども、例えば、友達関係のトラブルで学校にちょっと足が遠のいて、きっかけがそうだったんですけど、そのうちだんだんだんだん学校に行くのがおっくうになって、無気力になっていったでございましてとか、あるいは、その背景にあるものが家庭で、例えば、夏休みに非常にゲームにはまってしまって、なかなかもう学校に行く気がしないといった無気力ですとか、いろんなものが複雑に絡み合っておりますので、学校としては、また教育委員会としても、これだけが原因で不登校になっているというふうには考えてございません。いろんなものが複雑に絡み合っているというふうには考えてございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 不登校の原因といっても一つではないというふうに大体言われていまして、ほんとに何が原因なのか、本人にも分からないというふうにも言われています。そういう中で、本人に係る状況ということが全部くくられてしまったら、原因がほんとに分らなくなるなという思いがありまして、そこをちょっとお伺いしたわけです。決して減らない。逃げている。低学年化している。いじめもそうなんですけど、そういう状況を見ると、これは個の子どもに原因があるということでは片づけられないなというふうに思うんですね。学校としては、学校という環境の中でこれだけ居心地が悪い、のびのび暮らせない子どもがいるということについては、個の問題とか、家庭に起因する問題ということだけでなく、もっと学校環境の中でどうなのか。いじめのほうですと、今、それこそ、とてもアンテナを立てられているようになったので、件数が増えているということをおっしゃっていただけますけれど、これは調査の項目とかが増えたということか、あるいは、毎日連関して報告するような態勢になっているのか、どういうことでその拾いやすくなってきているわけですか。

○国頭委員長 仲倉学校教育課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 報告につきましてですが、毎月、各学校のほうに調査をかけております。その調査によって、毎月ごとに数を集計してこちらとしても把握をし、必要に応じて改善等の指導を行っているところでございます。以上です。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 その体制が以前よりもちょっと細くなったということなんですか。いじめはほぼ解決しているというふうにも書かれていますけれど、今でも相変わらず起こるし、その数は増えているということの中で、やはり学校の体制ということにもう1回返らざるを得ないんですけど、ほんとに数の小人数学級で、ほんとに先生の目も行き届いて、小学校の先生をされた方にいろんな話を聞きますと、以前だったら、朝、学校に来て、子どもたちの出欠点検をしますよね、そういうやり取りの中でもその子どもの今の状況とか、

今朝の調子とかが分かったもんだけど、今はなかなかそこに時間もかけられなくて、把握しにくいというような発言もありますけど、やはり、ゆったりした体制を持たなければ、個々の子どもたちの一人一人が抱えている個別の問題とか、あるいはその子の特有の成長の仕方とか、あるいは考え方とか、そういうところに目を向けられないと思うので、そこはやっぱり、今の学校の体制というのが、子どもたちに目が届きにくいところがあるということは、認識してもらわなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 認知件数が増えてきているのは、やはり学校が積極的に認知しようという雰囲気、風土が培われてきているというふうに認識しております。人間関係が、要は人間関係があれば必ず摩擦というのは起こるといふに、学校のほうでは意識してやっているところでございます。そういったことでいじめはなくなることが大事なんですけど、必ずどこかにあつれきが生まれて、子どもたちの人間関係のトラブルが発生するという前提で対応していくということが大事だと思います。それから、そういった意味でも、委員御指摘のとおり、教師による児童生徒観察というのは、一番の大切な要素であるというふうに考えておりますので、そういったしっかり児童生徒を観察できる学校体制、教師の働き方も含めまして、そういった環境整備をしていくことが重要であるというふうに教育委員会としても考えてございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 ほんとに先生たちが多忙というのは、ほんとに長らくこのごろ、意識しているところで、その中で、努力していただいているのは分かっていますけれど、やはり先生が十分に力を発揮できるような環境をつくるということで、力を尽くしていただきたいというふうに思います。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

門脇委員。

○門脇委員 少し改めて今一度お聞きしたいと思います。4番の不登校児童生徒の推移についてでございますが、先ほど説明がございましたように、小学校6年生、中学校3年生、小学校6年生は、年度を追うごとに13人、12人、26人と、前年度の倍以上、それから中学校の3年生も23人、30人、60人と、ここも前年度の倍以上の不登校児童生徒というふうに推移しておりますが、本当に昨年度だけのこの数字を見ましても、非常に私はほんとに深刻な問題だと思っておりまして、そこでその要因といいますか、原因になるところが本人に係る状況ということで、報告がございましたけど、私はやはり前年度から比べると倍以上に推移しているということはもうちょっと深くといいますか、そういう分析が必要ではないかと思っております。その上で、今年度は今日、11月で、令和2年度も過ぎていきますけども、そういうことの観点から、分析がここまでで自分では浅いように思うんですよね。もっと深く分析して今年度の対策に持っていかなければならないと思っておりますけど、その辺のところをどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 紙面の都合上で詳しくは載せておりませんが、例えば、今の中学校3年生につきましては、小学校6年生段階に43名という不登校のお子さんがいらっしゃいました。そのお子さんが平成29年度の1年生に上がったときは16名にぐうっと減り

まして、これは小中一貫教育の成果の一つで、中一ギャップの軽減がある程度図られたんじゃないかというふうに成果を実感したとこなんですが、その反動かどうかは分かりませんが、2年生になってぐうっと増えたと、それに学力不振等々も加わってか昨年度ぐうっと増えているようなこととございます。小学校につきましても、年次ごとに見ますと、29年度の4年生時が8名、そして30年度に18名、26名という、ちょっと多い、この学年は割と多い傾向にあります。ただこの学年だけというふうに当然考えてございませんので、しっかりこの辺りも分析しながら、いつ増えるとも限りませんので、そういった状況がもし起これば、そういった状況をしっかり分析することと、そうならないようにするための予防的措置をしっかりと講じていきたいというふうに思っております。ちなみに今年度の不登校の数につきましては、前回の民生教育委員会で御報告させていただきましたが、昨年度と比べまして中学校については、同時期に比べますと1割から2割減というふうになっております。ただ小学校については、同時期に比べますと6、7%増ということになっておりますので、ここら辺りも年度途中でありますので、しっかり分析を行いながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 それでですね、表の人数を見たときに、この中学校の3年生、令和元年度で62名ありまして、この生徒が昨年の3月に卒業しているわけですので、なかなかこの教育委員会からも手が離れてしまいますといいますか、次、上の高校に行かれる子もいますでしょうしほかのところに行かれる。そういうところについては、例えばどっかと、県の教育委員会とかと連携していつているのか、あるいはどっかときちんと引き継いで、62名いましたよということではなくて、きちんとそういう追跡といいますか、そういうところまできちんとされているのかどうか。していただきたいと思っておりますので、そういう観点からの質問です。

○国頭委員長 仲倉学校教育課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 特に中3卒業時の進路等についてでございますが、今手元にはっきりとした数字はありませんけれども、多くの生徒が進路、高等学校等の上級学校への進学を果たしております。ただ、残念ながら、中学校卒業時点で高等学校等の上級学校への進路がかなわなかった生徒につきましては、県のサポートセンター等を紹介したりですとか、そういう関係機関としっかりつないだ上で、中学校としましては、なかなか卒業後の関わりは持てないんですけれども、そういう関係機関を紹介しながら今後の社会復帰に向けての手立てを進めているところでございます。以上です。

○門脇委員 ありがとうございます。ということはこの62名の方についてはきちんともう引き継いで、それぞれのところに説明しながら、引継ぎをきちんと行っているという理解でよろしいでしょうか。

○国頭委員長 仲倉課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 もう少し補足をさせていただきますと、例えば、上級学校に進学を果たされた生徒さんにつきましても、保護者と確認を取った上で、高等学校進学先のほうに中学校のときの様子ですとか、そういうこともしっかり伝えたりもしておりますので、しっかり引継ぎはしているというふうに御理解いただいていると思っております。以上です。

○国頭委員長 岩崎委員。

○**岩崎委員** 私のほうから大きな2番のいじめの態様について、ネットでの誹謗中傷、これについて1点お尋ねします。概要にも書いてあるとおり、説明にもありましたとおり、小学生が令和元年度に一気に増えていると、中学生は比較的横ばいだということでございます。この一気に令和元年度に増えた理由をどんなふうに見証しておられるのか。まずはお尋ねします。

○**国頭委員長** 仲倉課長補佐。

○**仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐** 小学校段階でのネットでの誹謗中傷の増加についてでございますが、理由の一つには、様々あると思うんですが、一つにはスマホ等の所有率が小学校段階で高まっていること。また、いろんなアプリ等が広まっている中で、そういうことに小学生段階で、早い段階からこれまでよりも興味を持ってそのようなアプリを活用するようになったこと。そういうようなことが考えられます。以上です。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** これが資料でも数が出たので、できるだけ早い段階でそれに対する対応策をしっかりとやってほしいということがございます。については、スマホの所有率というのが、恐らくスマホが多いと思うんですけど、毎年アンケートとかは取っておられるわけですかね。それに大体準じて令和元年度がポーンと増えたというようなことがあるんでしょうか。

○**国頭委員長** 仲倉課長補佐。

○**仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐** 教育委員会としまして、毎年調査をしているわけではございませんが、少年育成センターのほうで3年に1回、例えば、毎年小学生、中学生、高校生というふうに3年間かけてそれぞれ調査をしております。ですので3年に1回、きちっとした調査を行っているように把握しております。以上です。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** あと、中学校では低い横ばいということなので、何か対応策とかそれに対するネットでの誹謗中傷に対する子どもにも、恐らくは何かちゃんと教育しておられるでしょうし、あるいはPTAなんかの話題の中でも必ず出てくるとは思うんですけど、この部分をその小学校のほうで、低年齢化しているというか、早めに手を打つべきだと思いますが、何かしらの対応策というのを今、お考えなのか。令和2年度でやっているのかどうなのか。お願いします。

○**国頭委員長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** 情報モラル的なネットのモラルのあたりについてですが、まず中学校のほうは、持っている、そういうものに個人が触れていることを前提としまして、各学校の生徒会を中心に、持っている、トラブルが起こる。じゃあそれを防ぐためにどうすればいいかというところを生徒会が中心になって、自治の取組でネットのトラブルを防ごうというような取組をたくさんしております。今年は縮小開催になってしまいましたが、中学校の小中のサミットですね、今年は中学校の生徒会の代表が集まって文化ホールで先日行われたんですが、その中でも、こういったいじめをなくするにはどうすればいいかというような話し合いを行って、各学校の取組を各学校の生徒たちが持ち帰って、じゃあ、うちの学校ではこんなことができるんじゃないかというようなことを、これも随分定着してきました、今年度もそういった取組をやっておりまして、そういった取組も一つの成果の要因になっているんじゃないかというふうに考えております。小学校につきましては、おっしゃるとおり、ちょっと実態が変わってきておりますので、例えば、こういった小中サミ

ットの内容を小学校のほうまで下ろしたり、中学校区では月ごとに、今年は回数が少ないんですが、そういった話し合いを中学校区ごとに小中学生が集まってやっていたりというようなこともありますので、そういった話し合いの場で、こういう議題を上げていくとか、そういった取組でちょっと対応していきたいというふうに考えてございます。

○国頭委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 最後要望ですけど、やっぱり家庭でも、その協力とか、家庭教育もやはり必要なんだろうなと思いますけど、やっぱりそこの実態をよく保護者のほうにもお伝えする何かの措置を考えていただいて、今、もう小学生がほんとに普通にスマホを持ってという、結構そんなふうに話には聞いておまして、ちょっと早いなと正直なところ思っているんですけど、これが普通といえば普通なのかもしれないんですけど、その使い方というのがまだあやふやな、曖昧な状態の中で、普通に持たせているのもちょっと問題だと思いますので、そこら辺のしっかりした対応をよろしくお願ひしたい。以上です。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 先ほどの門脇委員の質問の続きというか、見解なんですけれども、義務教育終了後の不登校状態にあった方々のつなぎというところで、切れ目ない対応という視点でいきますと、一つの成果として小学校から中学校に上がる時、幼稚園・保育園から小学校に入るとき、そこの切れ目ない対応が一つ成果があるんじゃないかという御評価をされておられました。私もそれは結果として、出てきている部分だろうなというふうに思います。義務教育が終了後のところにつきまして、確実に一人一人、それぞれの進路先につながるものが仮にできたとしても、それぞれ受入先の義務教育のときのような関わりというところが案外それは薄いといいますか、それぞれの判断で進路を選択していくわけですし、義務教育のようにその後のフォローをしっかりしていくというのは、現実とは違うというふうに感じておりますので、その辺りを米子市の施策として、切れ目ない19歳まで、もしくは今の考えでいくと35まで、ずうっとつながるための支援にいかにつなげていくかというところは、ぜひ、教育委員会のこの義務教育の中で培われた個別の支援というものが庁内のデータの中でどのように共有できて、福祉部門につながっていったときの情報共有につながるのかというところが、鍵じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺り何か対策がおありでしょうか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 今、具体的な対策はないんですけども、おっしゃるようにまずは小学校の低年齢化に伴って、まずは小と中をしっかり一貫教育でつないで、その次に保幼と小をしっかり強化する。この次はやはり、委員御指摘のように、中学校とその後の社会をどうつないでいくかというところは、非常に課題意識としては教育委員会としても把握しておまして、体制的にできるできないというところをしっかりと精査しながら、そういったお子さんたちを追跡してできる限り義務のほうも動いていくことがあれば、やっつけられることはないかということを探しながら対応していきたいというふうに考えております。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。確認ですけど、私が言っているのは、縦のつながりというところは、頑張っていたいただいておりますし、中学校卒業後の動きというのもしていただいていると思います。そこが切れているということではなくて、福祉部門につながっていくとき、ひきこもってしまったときであるとか、生活であるとか、

いろいろな状況を世帯単位で見ていかなければいけないようなケースもあると思うんですね。そのときに、福祉保健部側からの実態把握のアプローチがあるのを待つのではなくて、教育委員会のほうでそれをどのように全体として市として、その世帯、そのお子さんを捉えていくかという動きのほうに、力を入れていただきたいという要望ですので、よろしくお願いいたします。今回いただきました資料の不登校のところの5番、6番等にその他というところがあるんですけども、このその他というのはどういったことが入っているのか。医療的な治療等が必要であったり、診断等がついていっちゃって、登校できない状況の方もあのかなというあたりと、それから不登校状態の改善というところを目指しておられるわけですけども、その不登校の状態になった方々の家庭内での過ごし方というか、部屋から出ているのか。外に出られるのか。SNS等を通じて誰かとの交信ができているのか。先生方との出会いができていますかみたいな、そういった分析というのもされているのか。併せて伺いたいと思います。

○国頭委員長 仲倉課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 御質問の1点目でございます。6番の不登校となったきっかけと考える状況のその他についてでございますが、このその他というのは、非常に、一つは主たる要因がはっきりしない。複合的なものもありますし、ある程度理由がなんとなく明確であるものでありましたら、ここの質問項目に答えられるのですが、そうでない主たる内容が特定できない場合、そういう場合にその他というふうな回答しておりますので、先ほどおっしゃったように、例えば、発達課題を抱えているお子さんですが、はっきりとした診断が下りていないとか、そういうようなことも考えられます。そういうときにその他というふうな回答しております。以上です。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 委員の質問の2点目ですけども、これは毎月の月例報告のほうで学校からの報告を受けておまして、不登校のお子さんが、地域あるいは自宅でどのように過ごしているかという項目で、主に例えば、主として家や部屋に閉じ籠っている。家で自由に過ごしている。家庭の外に出て過ごしているですとか、主として学校で過ごしている。これはフリースクールとかそういったことも含めてですけど、そういった項目がある中で最も多いのは、主として家で自由に過ごしているという選択肢の回答が、一番圧倒的に多いという状況です。そうして見ますと、今までは学校に復帰を前提として教育委員会としても取り組んでまいりましたが、もちろんそこを第一義とすることは今後も変わりませんが、そこに通えない、そういったことができないお子さんにどのように受け皿として、環境を用意していくことが大事であるというふうに把握しているところでございます。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 よく分かりました。その毎月の報告というのは、すごく大事ななというふうに思いまして、家で自由に過ごしている方、お子さんが多いということは、保護者の方々が悩みながらもそのお子さんの過ごす場所、居場所というのを確保できる。そのかろうじて先生方だったり、何か支援者の方々の支えがあるからその環境が保たれているのかなというふうなイメージがあるんですけども、しかし、概要のところにあるみたいに、その解消であるとか不登校状態の改善というところで、今課長がおっしゃったみたいに、それ以外にどこかにいけるのかというようなことを、選択肢ですね、学校以外に学びの確保をどういうふうにしていくのか。SNSがICTの学習の保障というところもどのように利

用していけるのかというのは、まだまだこれから取り組めることがあると思いますので、概要に挙げていらっしゃるわけですので、また具体的な取組が出てくることを期待しております。お願いをしておきます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 まず不登校の件なんですけれども、これは先ほどおっしゃった無気力とか、不安ですか、というようなことが原因で、主たる要因というようなことが出ているんですけれども、これは具体的に平成29年度、平成30年度、直近が令和元年度なんですけど、具体的に令和元年度はこういう取組をしましたみたいな具体的なものが何かありますか。平成29年、平成30年はしていないけれども、令和元年度はこういう取組をしましたという具体的なものが何かあるんですかね。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 まず生活のリズムですとか、乱れあたりは非常に家庭と連携していないといけないということを、常々、今までもずっと思ってきたところですが、その家庭との連携がなかなか難しくなってきたというような実態も踏まえまして、より早いうちからそういった意識啓発を図っていくことも一つ大事であろうというふうに考えまして、例えば、幼保小の連携の中で、睡眠の重要性を啓発するでありますとか、ネットの扱い方でありますとか、そういったことを学校はもちろんなんですけども、各家庭に周知していくような方策を、これは市としてもやっておりますし、各学校ごとにそういった啓発の場を設けてやっているようなことでございます。無気力、不安というのも、これも様々なその背景にある要因によって様々な無気力、同じ無気力でもいろいろございますが、不安についても、例えば、友達関係の不安でありますとか、学力不振の不安、その辺りが一言でははかれないところがありますが、これだけで判断するのではなくて、その二次的なその裏にあるようなものも含めまして、しっかりとアセスメントをして対応をしていくことが大事であるというふうに考えています。具体的には、例えば、カウンセリングをしっかりと行う中で、そういった学校に足が向くような啓発をしたりとか、あるいは場合によっては、スクールソーシャルワーカーが、先日、報告させていただきましたけど、スクールソーシャルワーカーが別の過程、福祉機関とつなぎながら、そういったお子さんにアプローチしていくとか、そういった取組を現在のところでは十分ではないというふうに認識しておりますけど、進めているところでございます。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 今、述べていただいたことは、全くそのとおりでなというふうに思うんですけれども、現実そういうことをやっておられるんですけど、現実には改善をしていないという現状がある中で、例えば先ほどおっしゃったスクールソーシャルワーカーとの関わりを増やしていく。ほんとに例えば、今の人数で足りているのかどうかというところまで突き詰めていってもらって、確かに要因というのは非常に、例えば不登校に関しても複雑なんだろうと思うんです。要は要因が特定できれば、逆に言うに対応のしようがあるということもあると思うんですけど、そうじゃないものもある。ですけど、例えば、これが教育によって、解消するものじゃなくて、先ほど矢田貝委員も言われましたが、例えば、医療だとか、福祉との連携がもっとないと根本的に難しいんじゃないかとかということ。先ほど、その家庭との連携ということもおっしゃいましたけれども、いろいろ各学校でやって

おられるのも、やっておられると思うんですけど、それをほんとにきちっと教育委員会のほうで吸い上げられて、一つのデータベースみたいなものをつくられて、例えば、ここの学校ではこういう成功事例があると、具体的にはこういう取組が例えば功を奏しました。それをきちっと横展開できる体制が取れているのかどうか。先ほどからお話を聞いていると、結構きちっとやっておられるなという感覚はするんですけど、現実が例えば不登校に関して改善できていないということになると、何かどこかが足りないのか。何か要素があるんだらうと、そこをやはり学校現場だけに頑張ってくださいよという話でいいのか。学校の独自性というか、独自に学校でやることを尊重することも重要だと思いますけど、こういった問題に関しては、やっぱりもっと、米子市なら米子市の教育委員会がきちっと取りまとめをしてやっていかれるという、もっと強い姿勢がないと、難しいんじゃないか。もっと言うと、各学校の先生とかに対する負担が大きくなるんだらうと思うんですね。やっぱりその聞いていると、いろいろとありましてとかですね、いろんな要因があるんで、その言葉の裏には、ですから学校現場で何とかしてもらえないんですよみたいな、そういうニュアンスで聞き取れる部分というのがあるんですね。毎年毎年、こういうことを出しておられて、改善傾向が見えてこない。取組が具体的にある程度やっているのに改善傾向が見られないということになりますと、どこかが大きく足りていないんだというふうに思いますんで、それは個々の努力がうまく有機的に結びついていないということもあるんだらうと思うんですね。それぞれのセクターは頑張っているんだけど、それがきちっと有機的に結びついて成果に結びついてくるといことはあると思うんで、ぜひその辺りをもう少し具体的に、特効薬みたいなものがあるとは私も思っていないですけど、ほんとに医療とか福祉との連携というのがもっと必要なんだということであれば、僕はそういう側面があると思うんですけど、教育委員会のほうで具体的に学校に対してこういう取組をして見られたらどうですかとか、具体的な提案というのは実際にはあるんですか。やっておられますか、ないですか。

○国頭委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 まず全体的な取組としましては、これは県のいじめ不登校対策センターが出したアセスメントがよく分かるようなものを、米子市独自に各学校が取り組んでいたものを教育委員会として吸い上げて、今、横展開をしかけているところがございますが、取組のはじめということもあって、まだ成果としては、把握できておりません。医療関係へのつなぎ等々について、福祉のほうについてはスクールソーシャルワーカーが十分ではありませんけれども、しっかり引き続き対応してまいりたいと思いますし、その医療関係とのつなぎについては、本市教育支援委員会等々の情報を踏まえまして、学校に情報提供をしながら、場合によっては、指導主事が足を運んで、つなごうというふうにはしておりますけれども、顕著な改善に至っていないということですので、今後も引き続き努力してまいりたいというふうに思います。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 揚げ足を取るわけじゃないですけど、例えば、スクールソーシャルワーカーが足りていないと思っている。足りていないと思っているんだったら、増やすべきであって、現実には改善ができていない。スクールソーシャルワーカーも足りていないという現状は分かっているけれども、増やしていないということになりますと、それは改善するのは難しいんだらうと思うんですね。それだけで改善するとは思わないですけど、やはり

もう一步、もう二歩踏み込んで、やっぱりやっていただく。スクールソーシャルワーカーが足りていないと思っているんだしたら、来年度予算でも要求しておられるんですか。

○**国頭委員長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** 増員も検討しているところでございます。

○**国頭委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** これで終わりますけれども、この実態をきちっと私たちに報告していただくということは当然重要なことだと思うんですけど、何よりかにより、この現状が改善されるということが、当然一番重要なことですので、ぜひとも思い切った施策をやっていただいて、学校現場が子どもたちにとっても先生にとっても、よりよい現場になるように、努力していただくように要望しておきたいと思います。

○**国頭委員長** ほかに、石橋委員。

○**石橋委員** 先ほどからのやり取りを聞いていまして、義務教育が終わった後の、中学校を卒業した後の不登校のお子さんについても、県のサポートセンターにつながるとか、されているということを知っていて、そういうこともしてもらっているんだと思ったんですが、例えば、令和元年の3年生62名の中で、高校などに上がられた方、そうじゃなくて進学にはなっていない人をサポートセンターにつないで、どうなったんだろうかというような方というのは、数的にはどんな感じですか。割合とか。何人高校に進学させたとか。

○**国頭委員長** 仲倉課長補佐。

○**仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐** 先ほど少し申し上げましたが、本日手持ち資料でその数をきちっと御報告することができませんが、各学校が毎年4月に中学校のほうに照会をかけた上で、どのような進路選択を行ったかですとか、そういうようなことの報告は受けておりますので、そちらの資料をまた確認いたしました上で、また御回答しようと、させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。ないようですので本件については終了いたします。民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（環境政策課）について、当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** そういたしますと、お手元の資料1を御覧ください。指定管理者候補者の選定結果について、御報告いたします。令和3年4月に更新します米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者候補者について、米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえまして、選定いたしましたので御報告します。

1 ページ目を御覧ください。本施設の指定管理者候補者は、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団でございます。選定に係る経過につきましては、8月の本委員会で御報告しましたとおり、本施設の指定管理者は非公募としておりまして、10月5日に指定管理者候補者選定委員会に諮問し、11月2日に同委員会から原案どおりの答申をいただいております。米子水鳥公園は平成7年10月に開園いたしまして、今年で開園25周年を迎え

ております。管理運営につきましては、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団が開園から平成17年度までは管理委託制度により、そして18年度から現在まで、指定管理者制度により実施をしております。当財団が米子水鳥公園を管理運営することを目的に、鳥取県と米子市が共同で設立した公益財団法人でございまして、野生鳥類の保護及び自然環境の保全について高い専門性を有しており、今回の指定管理者の公募に当たり、開園時からのデータの蓄積、環境保全のノウハウを有する団体はほかにはないことから、非公募による募集としたものでございます。今後、12月の定例会におきまして、関係議案を上程することとしております。なお、候補者の選定結果につきましては、2ページ以降に資料を掲載しております。御説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 この指定管理の中身のことでないのですが、決算のときに、今回指定管理は5年間ですよ。決算のときのやり取りで、割と専門性が要するところなので、10年ということも考えてもいいんじゃないかというときに、検討するというような趣旨の答弁をされたと思うのですが。これは考え方を聞きたいんですけど、例えば、この水鳥公園に関してということで構いません。指定管理の期間を5年にすること、10年にすること、それぞれどういったメリットとかデメリットがあるというふうにお考えなんでしょうか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 先般の委員会で、指定管理期間が5年であるという理由についての御質問をいただいております。そのときに、指定管理者の運営ノウハウを活用し一定の成果を得ていくための人材育成機関の確保の観点から、当施設については5年が相当であるという答弁をさせていただいております。また、指定管理者の制度につきましては、モニタリングの評価が重要でございまして、市民サービスの向上や経費の縮減、そして、利用者の安全性の確保、法令順守、市民への説明責任の観点なども勘案していく必要がございます。これらを踏まえまして、当施設については、現状の施設に対して市のほうから指導監督の徹底を行うという点も踏まえまして、5年が適当であると考えているところでございます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。ないようですので本件については終了いたします。

次に、第2次米子市環境基本計画(原案)に係るパブリックコメント実施結果について、当局の説明を求めます。

藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと資料2を御覧ください。申し訳ありません。最初に資料の訂正をお願いいたします。資料2をめぐっていただきまして、3ページでございますが、スケジュールのところ、上のところですが、令和2年10月のパブリックコメント実施期間ですが、10月31日までと記載をしておりますが、1ページが正しく、正しくは10月30日でございます。訂正をさせていただきます。

それでは1ページを御覧ください。本計画につきましては、第1次計画が令和2年度で終了することから、米子市環境審議会に諮問し御審議をいただいておりますが、この御審議により作成しました原案につきまして、市民の皆様にご意見を募集するため10月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントは、米子市市民意見公募手続要綱に基づきまして、市役所の総合案内、各公民館、市ホームページなどにおいて閲覧を行

い、郵送、メール等で意見募集を行ったものでございます。この結果、お二人の方から計9件の御意見をいただきました。いただきました意見の概要と意見に対する市の考え方について、資料を基に御説明を申し上げます。そうしますと、番号の順に御説明をいたします。まず1、国、県の環境基本計画との整合性、また基本計画とSDGsの関係性について。2点目は、基本目標と具体的施策の関連の構成について、原案に対しまして、肯定的な御意見をいただいたところでございます。

次の3番です。基本目標の一つ、低炭素社会の項におきまして、本市にはローカルエナジーという地域新電力に取り組む企業があり、本市の公共施設等にも再生可能エネルギーの導入が進んでおり、こういった事業の推進についても記載されてはどうかという御意見をいただきました。これにつきましては、原案の低炭素社会の項において記載をしております、再生可能エネルギーの導入の推進の重点施策として、本市の公共施設等における地域資源を活用したエネルギー事業の推進を図ることとしております。また、その他の施策において、市内事業者への再生可能エネルギー導入推進を図ることとし、記載をしております。これらの具体的な取組の一つとしまして、本市も出資しておりますローカルエナジーとの協力連携をしていく考えでございます。

続きまして、開きまして2ページをお願いいたします。4番目、基本目標の循環型社会の項について、国も県もプラスチックごみの削減について力を入れているようですが、4Rの推進あたりでプラごみ対策について触れてみてはどうかという御意見でございました。こちらにつきましては、計画原案の循環型社会の項の4Rの推進の重点施策におきまして、ごみの発生抑制啓発を行うこととしております。本計画の実行計画となります第4次米子市一般廃棄物処理基本計画において、ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用削減の啓発について、記載することと原案の段階で検討を進めております。

次に5番目でございます。基本目標の安全・安心社会の項について、市民アンケートでは、個人のポイ捨てに対する懸念が最も改善したい事項となっていることから、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく環境美化活動等の取組も引き続き記載されてはどうかという御意見がありました。こちらにつきましても、計画原案の環境活動の協働のその他の施策の項目に記載をしているところでございます。

続いて6番目、原案16ページの令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン、これは県の計画でございます。これは第3次環境基本計画の位置づけであるという御指摘をいただきました。第2次米子市環境基本計画、今回の原案でございますが、この基本目標と県の計画との関連についての御意見でございますが、御指摘のとおり、今回の件の環境イニシアティブプランは、第2次ではなく第3次計画でありますので、こちらについては、原案のほうを修正させていただきます。

続いて7番目、国連のSDGsとの関連が図にしてあり、地球温暖化対策防止に対するパリ協定、国の第5次環境基本計画との関連、また8番目、環境用語集や米子市の環境年表の資料について、原案について肯定的な御意見をいただいたところです。

最後9番目でございます。第2次米子市環境基本計画について、年度ごとにPDCAを実施し、市民、事業者及び市役所の協働により、目標が達成されるよう進行管理を行っていただきたいという御意見がありました。こちらの本計画の実施状況は、今後、毎年度取りまとめまして、米子市環境審議会に報告し評価を受けることとしております。審議会の評価に基づいて適宜計画の内容を見直すことと考えております。また、目標達成に向けま

して、PDCAサイクルをしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、今回のパブリックコメント結果を米子市環境審議会に報告、御審議をいただき、来年、年明けに予定をしておりますが、今回の諮問に対する答申をいただく予定としているところでございます。御説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

○石橋委員 まずこのパブリックコメントについてですけれど、意見を提出された方が2名で9件ということなんですけど、極めて少ないなというふうに思いますけど、パブリックコメントをこの頃ずっと見ていまして、ほんとに回答数が少ないというのがあるんですけど、市民の意見を聞くということでしたら、この回答数が少ないというのは、大変問題じゃないかなと思うんですね。ホームページに掲げて実施しながら、その回答をいただくといういつものスタイルだけではなく、もっと市民に対して積極的に説明をしていく中で意見を聞いていかなければ、なかなか回答も返ってこないのではないかなというふうに、この回答についての3ページの資料を見ながら回答された方がかなり関心が高い方であったり、3次計画をよく知ってらっしゃるような方の方ですので、そういう人じゃないと回答が返らないというのは、市民のものにはならないなというふうに思うんです。そのパブリックコメントをどうもらっていくのかということあたり、市民にどうその意見を聞いていくのかということについては、再考が、もっといろいろ考え直しながら方法を変えていく必要があるのではないかなというふうに、この2人から9件というのを見ながら思ったところですが、いかがですか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 パブリックコメントでございますが、冒頭に申し上げましたとおり、広報よなご、そして各公民館、市ホームページ、そして淀江支所など、あとクリーンセンターでもですけれど、こちらのほうでパブリックコメントを実施し周知を図っていたところでございます。いただいた御意見につきましては、メールでいただいた御意見と郵送でいただいた御意見、それぞれ1件ずつでございました。今後いただいた意見は、市環境審議会に報告をいたしまして、委員の皆様には御意見を伺い、最終的には反映していく考えではございますが、パブリックコメントの実施につきましては、市で定めております要綱に従って実施しておりますので、現状のパブリックコメントの手法としては、要綱に従って実施をした形であるということで御理解をお願いいたします。ただ、環境基本計画と申しますのが、これが本市の環境保全と創造に関する目標、そして施策の方向性を示した基本計画でございますので、環境の基本的な計画となるものでございます。ですので、パブリックコメントで終わりではなく、そして計画を作って終わりではなく、今後市民の皆様はこの理念を周知啓発していくことが非常に重要になってまいりますので、今後年明けに計画が完成しましてから、また市報、そしてホームページもですけれど、様々な形で市民の皆様はこの計画の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 公民館でも見られるようにしたとかということは今お伺いしましたけれど、掲示したりホームページに表示するだけではなかなかそれを読んで、ちゃんと回答してもらおうということだけじゃなくて、やり取りの中で分かることも多いので、その市民の声をどう聞いていくかということの考え方の問題だと思うんですね。これの取り方は、要綱が

あるというふうに言われたんで、じゃあそのところからやはり考えてもらいたいと思うんですけど、パブリックコメントを取って市民の意見を聞いたというふうになるということについては、大変疑問だし問題があるというふうに思っております。ぜひそのところは検討していただきたいというふうに思います。市民の関心というのは、アンケートを取られた結果でも出てはいますが、結構環境の問題に対しては、今、関心が結構高いんですね。だから、話していったその米子市の取組をどうやっていくかということの中では、もっと市民との会話の中で、意見を取り入れるということが必要ではないかというふうに重ねて申し上げておきます。

もう一つ、この9月議会のときにいただきました基本計画の資料の中で、どっかに目標があったなということで、読んだ中で、28ページに、その前に基本計画の目標の中でまず第1番に、低炭素社会というのが挙がっていたり、循環型社会というのが挙がっているというのは、今の環境問題の中でほんとにそうであるべきだと思うんですけど、この目標値というのが28ページの中ほどに書いてあります。1人当たりのごみ排出量、これは低炭素社会の中の目標値なんですけれど、この数が、現状が938で、指標の値が令和7年度に870ということになっているんですが、この差が68ありますよね。これは相当に大きい数字だと思います。これを達成するためには、どんなふうに具体的にそれにアプローチしていくのかということがあると思うんですが、ここは実行の計画であるところのごみの減量化のほうの計画の問題になるのかとは思いますが、そちらのほうも今日説明がありますが、それを読んでもなかなか足りないのではないかというふうに考えます。5年前ぐらいの基本計画だったらこれでよかったかもしれないけど、今、地球の温暖化の問題というのは、もっと緊急性があるというか、非常事態の宣言があったくらいですから、大変な問題になっていて、そのところでは取組方というのは、はっきり根本から目標値などもどう達成するかということの上では、考えていかなければならないというふうに思います。そのところは、ごみのところでもちょっと言いますが、今、世界では世界首長会議などで結局ごみを燃やしたり埋めたりするのを3割に抑えると、7割はそういうやり方じゃないリサイクルとかそういう形で資源を再利用していくという形にしないと駄目だという方向も出ていますんで、そういう世界的な目標の中で言えば、大変緩い取組だなというふうに思います。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

土光委員。

○土光委員 中身のことでお伺いしたいことがあります。この基本計画の25ページに関して、ここで(5)施策の柱ごとの個別施策ということで、①省エネルギー化の推進、その白丸2つ目のその他施策(5施策)と書いている。その中の上から3つ目のポツ、高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進、この部分なんですけど、具体的にどういった内容のことを、どういったスケジュールで考えているのですか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 25ページの施策の中の、その他の施策、高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進というところについての具体的な事業の展開をという御質問でございます。本計画につきましては、基本計画でございますので、全体的な理念なり方向性をうたった計画でございます。現段階で普及促進を市として具体的に行うという、市だけで実施するものではございませんので、こちらにつきましては、環

境基本計画に基づいて、P D C Aのところでも御説明を申し上げましたが、事業者、市民、そして市役所、この3者の協働によるところでございます。普及促進の具体的な施策というのを市として現在は行っておりませんが、今後、啓発など、市報などでいろいろな手法も行ってありますが、ホームページなども通じてこの基本計画の理念の遂行に努めてまいりたいと考えております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 要は具体的に市が何をやっていくかというのはこれから議論、こういった理念を掲げてやっていく。もちろん市だけではできないこともあるし、国・県のレベルのものもあるけど、市としてもこういう方向性でいろいろP D C Aサイクルを見ながらやっていくという段階だと思っていいますか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 おっしゃるとおりでございます。住宅になりますとまず個人の財産でございますので、このあたりは市として啓発を行っていくと、そして事業者、そして購入される住民の方もですけど、3者の協働によって実施をしていく項目の一つでございますので、啓発活動に市として努めてまいりたいというところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。これは意見としてということですが、特に、高断熱住宅、いわゆる住宅を新築する場合の断熱基準というのが、よく言われているのが国の基準は非常にあまい、例えばヨーロッパ、諸外国と比べて非常にあまい、だから、ある意味で、冷房・暖房のエネルギーがだだ漏れみたいな感じの基準しかなくて、鳥取県は国の基準よりも上乘せした断熱基準を策定していると思います。だからそういった視点で、米子市もできるとこ、住宅の断熱というのは私は非常に重要なことだと思いますので、そういった視点も具体的に検討していただきたいというふうに思います。これは意見です。

続けていいですか。

[「はい」と国頭委員長]

○土光委員 もう一つは、実はこの環境基本計画、ざっとというか一通り見たのですが、例えば第1次の環境基本計画と見比べると、第1次の計画では、廃棄物の適正処理ということで、表の形で米子市がすること、市民がすること、事業者がすることというのが、表の形でまとめて記述されていました。その中で、米子市がということで、こういった文言がありました。一般廃棄物のことですが、米子市がということで、一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。もう一つは鳥取県西部広域行政管理組合と連携して焼却灰の適正処理と新たな最終処分場の確保を図る。こういったことを掲げていました。これに類するというか、これに対応するような記述がちょっと見当たらなかったのですが、その辺のところ、ひょっとしたらあるのか。もしないんだったらどういう経緯かというところを説明願います。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 1次計画におきまして廃棄物の適正処理につきまして、鳥取県西部広域行政管理組合と連携してというところの項目についての御意見でございます。今回の環境基本計画でございますが、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向性を示すというところに重点を置きまして、それぞれの役割という書き方

はしておりません。これは3者それぞれがその役割だけをするものではなくて、全体的な理念を記載いたしまして、そしてそれらの協働によりPDCAも行いながら、理念の実現を果たしていくという趣旨で作成しましたので、市があるいは市民が、というようなそれぞれに限定したような表現を使っていないところがございます。また、一般廃棄物処理に係る個別具体的な施策につきましては、次に御説明を申し上げます一般廃棄物処理基本計画、こちらが実施計画的な意味合いを持っておりますので、環境基本計画の理念に基づいてそれぞれの個別の計画の中で実施していくものということでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** それは分かります。基本計画は理念を示すもの、その下で、例えば、一廃だったら一廃の基本計画は分かります。記述の仕方も今の答弁では、第1次は書き方として、米子市、市民、事業者という形でまとめていたけど、今回はそういった分け方ではなくて、全体的な理念としてというふうな考え方で記述したという考え方だということは分かりました。じゃあそれに対応する記述というのがどこにあるんですか。

○**国頭委員長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 資料の中に循環型社会を基本目標の2として掲げておまして、こちらのほうで廃棄物処理法に基づいて27ページの丸の2つ目ですけど、現状としまして、現在第4次米子市一般廃棄物基本計画の策定に努めておりますが、あくまで理念でございますので、このところに丸の2つ目の下から3行目の終わりのあたりですけど、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し取り組んでいると、この現状を踏まえ、この目標を掲げておまして、具体的な施策としましては、基本目標として29ページに施策の柱、(4)でございますが、4Rの推進、食品ロスの削減、廃棄物の適正処理、これを挙げておりますので、理念としてはこちらに記載しているところでございます。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。ないようですので本件については終了いたします。

3時になりましたので、暫時休憩を入れたと思います。

午後2時58分 休憩

午後3時12分 再開

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

続きまして第4次米子市一般廃棄物処理基本計画（原案）に係るパブリックコメント実施についての当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** クリーン推進課から説明させていただきます。まず資料の確認でございますが、資料は表題を記載いたしました表紙資料1と計画案の本編、資料2と概要版資料3の3種類でございます。最初に、表紙資料1を御覧いただけますでしょうか。この計画の概要につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定しておりました第3次計画が今年度で期間満了いたしますことから、今年の2月に米子市廃棄物減量等推進審議会におきまして、第4次計画について諮問し、現在審議を行っているところでございます。このたび、当審議会において原案が作成されましたことから、パブリックコメントを実施するに当たり御報告するものでございます。次、大きな3番でございますが、米子市廃棄物減量等推進審議会は、そちらにございますが、条例の規定に基づき設置しているものでございまして、委員構成はお示しのとおり15人の委

員で構成されておりまして、任期は来年、令和3年の12月31日まででございます。次に、資料の裏面を御覧いただけますでしょうか。本日以降の策定スケジュールについてでございます。この後、令和2年12月1日から1月8日まで、およそ1か月間、パブリックコメントを実施する予定としております。広報よなご12月号に募集案内を掲載するなど、周知を図る予定としていただいております。パブリックコメント終了後は、1月に先ほどの審議会を開催いたしまして、最終案の審議を行っていただき、2月に答申をいただく予定としております。その後市議会に御報告いたしまして、今年度中に計画を策定する予定でございます。

次に、計画案について説明させていただきますが、資料2の本編の計画案を使いますと膨大な分量になりますので、説明は概要版、資料3を使ってさせていただきたいと思っております。ではA4横の資料の3を御覧いただけますでしょうか。まず、上部のほうに計画の趣旨、範囲及び期間につきましてございますが、そちらのほうは御確認いただけたらと思っております。次に、ごみ処理基本計画と中ほどにございますが、この一般廃棄物処理基本計画は、大きくごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つに分かれております。

資料に沿いまして、ごみ処理基本計画のほうから説明させていただきたいと思っております。中ほどに基本方針とございますが、こちらのほうは生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的に大きく3つございまして、大きな課題ともリンクいたしますが、こちらのほうは、これまでの第3次計画を踏まえまして、循環型社会への転換をさらに進めますとともに持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指すために定めるものでございまして、(Ⅰ)4Rの推進、(Ⅱ)適正処理の推進、(Ⅲ)普及啓発・環境教育の推進、(Ⅳ)地域循環共生圏の形成としております。最後の(Ⅳ)の地域循環共生圏の形成とは、例えば米子市クリーンセンターでは今、発電して電力を地域で利活用していただいておりますが、それによって、温室効果ガスの排出抑制を図ることなどがございます。次に、主な課題といたしましては、ごみ処理の現況や施策の状況とか、昨年を実施いたしました市民アンケート結果を踏まえた上で、ここでは主なものとして8項目を丸の中に記載しておりますので御確認いただけたらと思っております。次、この資料の裏面を御覧いただけますでしょうか。さきほど、環境基本計画のところでも出ておりましたが、数値目標が2つございます。まず、1人1日当たりのごみの排出量を数値目標として掲げております。これにつきましては、国の目標値を勘案した上で、令和元年度までの実績値から計画最終年度でございます令和7年度の推計値を算出いたしまして、そこからさらに課題の一つである可燃ごみの減量に重点的に取り組むことで、削減が期待できる数値を加味いたしまして1人1日当たり870グラムといたしております。右側の最終処分率につきましては、第3次計画の目標値でございます。こちらは5.7%が目標値であったんですが、令和元年度において大きく上回りましたことから、第4次計画においては現状の実績値の維持を目標値として3.6%としているところでございます。次に、主な施策についてでございますが、第4次計画で新たに掲げたものとしたしましては、上から家庭系ごみ対策といたしまして、ワンウェイプラスチックの削減、事業系ごみ対策といたしまして業種別ごみ減量資源化マニュアルの作成、及び優良事業者認定制度の導入を掲げております。次の食品ロスの削減につきましては、昨年度施行の食品ロス削減推進法に基づきます食品ロス削減推進計画の位置づけとして施策推進を図るものでございます。次の本市の実情に応じたごみ処理システムの構築につきましては、混合粗大ごみ回収モデル事業の実施及び高齢者ごみ

出し支援システムの導入を目指すこととしております。その他の施策につきましては、課題解決に向けた施策として推進を図るものでございます。次に右側の各主体の役割についてということでございますが、こちらのほうでは市民、事業者、許可業者、市の役割を明確にし積極的な取組を図ることとしております。

次、最後のページになりますが、生活排水処理基本計画について説明させていただきます。この計画は昨年2月に取りまとめられました米子市生活排水対策方針に基づいたものでございます。基本方針といたしましては、そこにはございますが、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的に大きく3つございまして、これはその下の主な課題ともリンクいたしますが、(1)生活排水処理施設整備の早期概成については、生活排水処理施設未整備地区の生活排水対策を講じますことで汚水処理人口普及率の増加及び汚水処理に普及地域の早期解消の課題解決を図るということでございます。次の啓発の推進につきましては、公共下水道及び農業集落排水施設の整備済区域における水洗化率の向上、及び課題にもございますけれども、浄化槽の適正な維持管理等の啓発の推進としております。3番目にし尿くみ取りの安定的な実施については、こちらも課題にございますが、確実な収集運搬体制の構築を目指すこととしております。主な施策といたしましては、課題解決に向けまして、公共下水道につきましては、国の定める概成期間でございます令和8年度末までの間、年間平均60ヘクタールの整備の実施に努めることとしておりまして、農業集落排水は水洗化率の向上のための一層の普及促進、合併処理浄化槽は公共下水道の早期整備が困難な地域での普及促進及び適正な維持管理の指導などを実施することとしておりまして、し尿の適正処理の確保については、委託制を含めました最適な収集運搬体制の検討を行うこととしております。右側の数値目標につきましては、第3次の計画と同様に、汚水衛生処理率を挙げておりまして、令和7年度の目標値、88.7%につきましては、生活排水対策方針の目標値を基に処理形態別人口の将来推計値などを使って算出したものでございます。本計画の進行管理につきましては、右下になりますが、毎年度、広報やホームページ等での公表や廃棄物減量等推進審議会への報告を行いまして、必要に応じて施策の見直しや改善を行うこととしております。

最後になりますが、パブリックコメントを実施する際には、議員の皆様にもお知らせした資料を御提供させていただきますので、よろしく願いいたします。簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員 計画の78ページの生ごみの減量のところで、生ごみ処理機の購入費補助を継続して行っておられますが、3年前はあんまり希望が少ないなと思っていたところ、今年はとても多かったというふうに記憶していますが、そこら辺のところの分析をいろいろな意見があると思うんです。分析を教えてくださいたいです。これからも継続して取り組みますというふうなところの根拠となるようなものがありましたらお願いしたいと思います。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 生ごみ処理機等の購入費補助ということで、これは毎年度行っておりまして、令和元年度につきましては、この補助が年末ぐらいに終わっていたんですけども、今年度、令和2年度につきましては、同じ予算額で行ったんですけども、6月く

らいには、早々に予算を達成いたしました。その分析ということでございますけども、これは今回コロナ禍におきまして、ほかの市町村の様子とかも見ているんですが、どちらの市町村のほうも割と生ごみ処理機の需要が大きいということと併せて、10万円の給付等があったかと思うんですけども、そういったようなこともその要因の一つであるといったように聞いておきまして、恐らく米子市においても同様の理由で早々に予算額に達したものと考えておるところでございます。以上です。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 では計画とは別になるかと思うんですけど、よく分かりました。なるほどなと思ったんですけども、そうしますと、生ごみ処理機があると、ごみの減量化に大きな効果があるんじゃないかなと思うんですね。また、家庭生活の衛生管理ということにもとてもいいと思うんですけども、これをもうちょっと広げるというか、予算額を上げるということはお考えではないですか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今回はコロナ禍ということもございまして、例年より早かったということはあるんですけども、次年度以降、どのような形でということは、見通せないところもございまして、ただ、いろんところで検討を行いまして、増額等も検討の一つとしてはあるのかもしれませんが、段ボール堆肥とかもやっておりますので、直接的な生ごみ処理機の購入補助だけではなくて、生ごみを減量するためにどうするかということを経営的に検討していくことも必要だと思っております。以上です。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後は要望ですけども、細かく検証していただいて効果的な方法をどんどんやっていただきたいなと思います。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。石橋委員。

○石橋委員 いくつかお伺いしたいと思います。まず、本編の2ページ目に他の計画等との関係というところの表がありますけれど、右のやや下目の端のほうに、西部広域行政管理組合のところ触れてあります。この間この審議会のほうも傍聴させていただいたんですけども、審議会の中では西部広域で今進めようとしている広域で一体化のごみ処理の問題というのは、ほぼ話されていないというか、米子の計画の中ではそれにはほぼ触れていないということがありますが、それはなぜでしょうか。大きなごみの処理の計画というのは、やはり審議会ではしっかり話されるべきではないかというふうに思ったんですけども。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 先ほど石橋委員さんが言われました西部広域の計画の中でこちらの計画にはあまりということでございます。本編の資料の86ページのところにございます広域連携の推進ということで載せておりますが、こちらの米子市の一般廃棄物処理基本計画におきましては、広域連携につきましては、このような表記になっておりますが、実際、今、西部広域のほうで西部圏域のごみの処理というのが、共同処理の事務ということでございますので、こちらのほうでそこまで細かくは記述をしていないというところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 この問題では、西部広域のほうに、市民が参画して計画そのものについても

検討すべきだというふうに私は意見を言っているんですが、そうしますと、西部広域のほうは、こちらは事務を所管しているだけだから、そういうソフトのところは各自治体でというふうに解されます。そうしたときに住民は、どこから知らされてどこに意見言っていけばいいのか。まず、ごみというのは、大変住民の生活に密着した問題ですから、住民の協力というか、理解と協力がなければ進みませんし、先ほどの環境の基本計画の中でも触れましたけど、やはり今、環境に対する関心というのは、実際には市民はかなり高いと思います。この温暖化の異常気象の中で、これまではさほど感じていなかった人も関心を大変持ち始めています。そういう中で市民にちゃんと話をしていく場というのを、つくりたいと駄目だと思うんですね。そこのところの問題が広域に預けた。いや広域は市町村で考えてくれというのでは、じゃどこで市民は物を言えればいいんですか。

○国頭委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 先ほどのお尋ねの件ですが、それぞれ市の役割、広域の事務の役割というのがございますので、広域が全部市に投げたわけではございませんで、市としてやるべき部分、収集ですとか、そこらあたりは当然市が責任を持って御説明なり、市民に向かって御説明なりが必要になってまいります。事この施設については、広域でやるという取り決めになっておりますので、それについては、広域のほうで進めていただくのは我々としても注視し、あるいは、意見を言わせていただくというようなことだと理解しております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 広域で今進んでいる計画で、1か所に集めて大型の焼却炉で可燃ごみは燃やすというこの計画については、私たちは反対なんですけど、やはりCO₂を削減して、2050年にはゼロにするというふうなことを世界が目指している中で、大型焼却炉というものがそれに似合うのかどうかというところで考えると、やはりそれに逆流するものではないかと思うんですね。その中で、中に書かれていましたけれど、熱回収をすることで、CO₂の削減効果があるというふうに書かれておりました。そこのところのその理由というか理屈がよく分からないんですが、どのように削減になるんですか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 熱回収での削減ということでございますが、今、クリーンセンターのほうで電気を発電しております。御存じのように電気をつくるためには、CO₂が出てくる。特に、石炭なんかを燃やした場合には、たくさん出てくるということでございますが、このごみ処理施設については、一応一部はバイオマス発電ということで、生ごみ等を焼いたことによって、出る電気を利用して発電するというところでございますので、そういった電力会社からの電気を使わずにこの地域の電力として使えるといったようなところで、CO₂をカウントという形にはなりますけども、そのカウント量が減るというふうに認識しているところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 それは要するに熱回収で直接的に減るということではなく、電気の使用量とかあるいは、買ったり供給したりする電気の量の問題からCO₂の削減の効果があると、そういう意味ですか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 そういった側面もございますし、このごみ処理施設の場合は、

基本的にはごみ処理をする施設でございますので、そこで出てくるエネルギーといいますが、発電にも使えるということで有効利用という観点で、発電ができているということもございますので、そういった意味合いで、CO₂の削減に寄与しているというふうに捉えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 日本では、3Rリサイクルとか言って、熱回収というのはリサイクルに入れているんですが、世界の中では、熱回収はリサイクルではないと、これは燃やすことだというふうにはっきり否定されています。大型焼却炉というのは、24時間高熱で炊き続けるという仕組みになっていますから、どうしても一定のごみの量が必要です。ごみを減らそうという流れと、この一定のたくさんのごみが必要な、しかも生ごみなどが入っているために、高熱で燃やすためには、本当はリサイクルしたい布とか革とか、あるいは、プラスチックとか、そういう燃えたときに熱量の高いもの、そういうものを一緒に燃やさなければいけないということがあります。それが今のごみを燃やさないという、燃やさないで、燃やしたり埋めたりしない方法で、つまり、再利用していくというやり方で、ごみを減量しようという今の世界の流れ、これは温暖化を食い止めるために必要だということの中で、出てきているんですけど、その流れにはやはり合致しないというふうに思うんですね。その点について、もう1回どういうふうに思われていますか。見解を伺います。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 先ほども申し上げましたけども、今ごみの発電というのは、ごみ発電するためにごみを燃やしているわけではございませんで、まず、ごみの焼却が主目的でございます。委員おっしゃるように、全く燃やすごみがないのに、燃やすということであればそういったようなこともあろうかとは思いますが、それとあと、大型のごみの焼却場とおっしゃられておりますけど、今のクリーンセンターが270トンぐらいで、西部広域さんの計画を見ると240トンぐらいで、うちよりも今、ちっちゃい焼却炉を予定されているようでございますので、そういったようなこととかも含めて考えますと、必ずしも熱回収をするために大きな施設にするというふうな認識ではないところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 普通に考えて、そっちが先ではないだろうというふうに私も思います。ただ、熱回収をするから環境にいいのだ、CO₂が削減できるんだというふうに、イコールになっているのはちょっとおかしくなっているなというふうに思います。

次に、伺いますけど、目標値がごみの1人当たり幾らという目標値が、3か所ぐらい書かれていますよね。9ページに、令和6年に、下のほうで伺いたいですけど、1人が900グラムというのがありまして、令和7年の目標値がよく出てくるけど、ちょっと違うなというふうには思っていたんですが、後ろのほうには、令和7年というので、870というのでたしか挙がっておりました。その途中で、19ページに、ごみの排出量の内訳というの表がありまして、そこを見せてもらいましたら、19ページですけど、結局、燃やすあるいは埋める。こういうやり方でないごみの処理の仕方に向かえというのが世界の流れなんですけど、これを7割がた削減するというのが世界的な目標なんですけど、その考え方でちょっと燃えるごみと最終処理をしていく不燃ごみというのをトータルしながらちょっと計算をしてみました。そうすると、ごみ全体に対してそのパーセンテージはとて

も大きいですね。87%とか90%を超えとかということになっています。ごみの総量を減らすということには、やはりこれまでと違ったやり方が必要ではないのかと思うんですけど、その点については、どういうふうに思われていますか。

○国頭委員長 片山クリーン推進課生活環境担当課長補佐。

○片山クリーン推進課生活環境担当課長補佐 まず、9ページの数値について御説明をさせていただきます。資料2の9ページ、7-8環境保全活動の推進というところで、1人1日当たりのごみ排出量の目標値、令和6年度のを掲載しております。こちらは、まちづくりビジョンにおける目標値になります。まちづくりビジョンにつきましては、策定が今回の一般廃棄物基本計画よりも前に策定されておりますので、暫定の目標値ということで令和6年度の目標値を900グラムと設定しているものです。今回、一般廃棄物処理基本計画を策定しまして、新しく目標値を設定いたしましたので、こちらについては、今後修正を行う予定でございます。

次に、19ページのごみ排出量の内訳のところ、ごみに対する可燃ごみ、埋立てごみの割合が多いということの御意見をいただきました。こちらにつきましては、本市でも課題だというふうに認識をしております、71ページを御覧いただけますでしょうか。71ページに、今回の第4次の計画の目標値を掲載しておりますけれども、71ページ(1)家庭系ごみということでグラフを掲載しております。四角の折れ線グラフにつきましては、こちらは家庭系ごみ全体の排出量の目標値となっているんですけども、下の三角の折れ線グラフ、これは資源物を除きました、米子市で言いますと可燃ごみですとか不燃ごみの排出量になります。こちらの目標値を今後、重点的に減量に取り組みまして、目標値を推計から減少させる予定としております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 その予定を達成させるための計画というのはどういうふうに、これからなんですか。

○国頭委員長 片山担当課長補佐。

○片山クリーン推進課生活環境担当課長補佐 減少をどのようにするかということですけども、次の72ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに昨年度実施しました家庭系の可燃ごみの組成ごとの分析結果を載せております。こちらの中の背景を色つきにしているところ、こちらを重点的に削減に取り組みたいというふうに考えているところです。例えば、背景が紫色になっている食品ロス、こちらにつきましても削減に取り組んで、令和元年度の実績値から1人1日当たり約16グラムの減量を目標としております。また、同じく緑の背景になっております古紙類、こちらにつきましても本来資源物であるものが、可燃ごみに相当数入っているということが分かっておりますので、こちらにつきまして、分別の徹底を周知徹底いたしまして、減量に取り組みたいというふうに考えているところです。また、左上にございます背景が薄ピンク色のところですけども、こちらにつきましては、例えば、プラスチック製の容器包装については、店頭回収を利用させていただくことによって可燃ごみからの量の削減を目指したいというふうに考えているところです。また、レジ袋についても有料化になっておりまして、この昨年度の調査よりは実際、入っている量は、現時点でもだいぶ少なくなっているのではないかと思いますけれども、こちらにつきましても、減量に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 それはもっとこれから具体化をされていくということになるわけですか。こういう、言えぱりサイクル、3Rの考え方というのは、ほんとに徹底しなきゃいけないと思うんですけど、もう一つはやはり、生産させないということが大きいのではないかなと思うんです。分けたくても分けようがないようなものとかもありますし、いろんな包装方があったりとか、プラスチック類もどんどん作らないとか、そういうところが変わらないと、なかなかほんとに根本的には変わっていかないのかなというふうに思いますが、それは国に任せるのではなく、やりながら変えようと、そこら辺の規制もしっかりしていけということを声を上げていかなければならないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺のところは、これだけではやっぱりなかなか減量が大幅には進まないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 国のほうも先ほどおっしゃったように、そのあたりについては、生産される方に対する規制といいますか、そういったようなことを今御検討中でしょうし、これからもやっていかれるんだと思いますけども、この12月に、特にプラスチック等については、いろいろ審議会等もあって、今後市町村の方向性等についてもお話があるかと思っておりますので、そういったようなところの審議の状況とかを見ながら、市としても考えていきたいなというふうに今思っているところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 プラスチックを検討されているというのは、聞いてはいますけれど、国の方針待ちではなくて、積極的に取り組んでいかなければいけないなというふうに思います。プラごみについては、ただ安いということだけでなしに、例えば、海の中で生物がやっぱりそういうプラスチックのもので傷ついたり、死んだりしているというようなこともあるし、細かい粒になったプラスチックが、結局海の生物に摂取されていくみたいなこともありますし、環境をやっぱり汚すという意味では、燃やしても燃やさなくてもプラスチックがあるだけで大変環境を痛めることになっていきますんで、ぜひそこも積極的に市としても取組ながら、声を上げてもらいたいなというふうに思います。以上、とりあえず、もう一つ思いだしたら言います。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

土光委員。

○土光委員 この本編のほうに関してお聞きします。まず最初は、81ページ、一番下のところで紙おむつリサイクルの研究ということで、まず一つ確認したいのは、この文書で医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつ、これは全て例外なく産廃ではなく一廃だという認識ということでしょうか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 一般廃棄物という認識でよろしいかと思えます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 これらに関して、環境省のガイドラインを参考に再生利用等について、研究・検討を進めます。というところなのですが、今は、すべて焼却という処理をしていると思います。これを環境省のガイドラインを参考に、何らかの再生利用で研究・検討を進めるということで、これは具体的にはどういった、もう少し例えばどうリサイクルできそうなのかとか、ちょっとわかる範囲で説明をお願いしたいんですが。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 環境省が示しているガイドラインですが、その中に具体的な例としまして、お隣の伯耆町さんが、おむつを回収されまして、それを燃料化されて伯耆町の自前の温泉施設のほうで助燃剤として使っておられるといったようなことが、このガイドライン等を書いてございますので、そういったようなところについて、実際、そういったことの実効性といいますか、効果といいますか、そういったようなところの聞き取りとか、そういったところで研究・検討を進めるというふうに関心しているものがございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今、伯耆町の例でこれを何らかに加工をして、助燃剤、最終的には燃やすという形で、別回収でリサイクルということですよ。ただ、今でもそれこそ、先ほど話に出ましたけど、クリーンセンターで焼却して、ごみ発電という形で、熱回収していますよね。この違いはどう考えればいいですか。今のままではなくて、伯耆町のようなことをしたほうが、やはりよりいいですか。両方とも燃やしているだけではないかと思います。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 双方とも最終的には燃やすということでございますので、ちょっと国のほうは、一応こういった形もリサイクルだというふうには考えておられるようですよ。サマールリサイクルということ言えば、両方ともサマールリサイクルでもある。そういう側面もあるというふうに関心しておりますので、結果的には燃やすということで、さほど変わらないのかなと思うところもございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私もこのガイドラインをちゃんと読んでみます。さほど変わらないということなんですね。86ページの記述に関してお聞きします。ここの記述で、最初の黒丸、不燃・不燃性粗大ごみ、資源物についてというところの、1項目目の四角、ここの4行の中の下から2行目で、こういった表現があります。プラスチック残渣については、一部を外部処理することにより最終処分量を低減するとともに、有効活用を図る。プラスチック残渣を一部外部処理というのは、これは具体的にどのようなことをしているのかというのをまず説明をお願いします。

○**国頭委員長** 片山担当課長補佐。

○**片山クリーン推進課生活環境担当課長補佐** こちらの外部処理につきましては、民間の処理施設で焼却処理をしているということでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから本来というか、今まで埋め立てていたものを民間の中間処理業者で焼却処理を外部処理、そういうことをしているということですよ。これに関して、多分今まで、ある意味で単に埋め立てただけ、というやつを外部処理、民間に委託している。これの処理費用がかなり違うというふうに思っています。これは西部広域のやることだから、西部広域のそういったこの一部を外部処理するというので、追加の費用が当然かかっていると思います。その費用は、当然、西部広域の加入の市町村に負担金という形で跳ね返ってくると思います。この西部広域の一部を外部処理、今まで埋め立てていたものを償却ということで民間委託した。その上乗せの費用、これは米子市がこういった処理をすることによって米子市自身の負担額というか、それはどのくらい米子市にとって負担増になっ

ているかということを知りたいのですが、どのくらいの負担増になっているのでしょうか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 西部広域のほうが、令和元年度から一部外部処理を始められまして、手元に、土光委員の質問の数値といたしますか、資料がございませんので確認いたしまして、後ほど資料提供させていただけたらというふうに考えております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 それでよろしく申し上げます。それから、ここの枠の中の2つ目の四角で、プラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国などの動向を注視し導入を検討する。このプラスチックごみを一括回収・リサイクルというのは、どういったことなのかというのを、イメージをつかみたいので分かる範囲で説明をお願いできますか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 これは今、国のほうがやろうとされておりますけども、今、米子市の場合、硬いプラスチックとかは不燃ごみで集めておりますけども、ここでいうプラスチックごみの一括回収というのは、素材がプラスチックであれば、全て回収をすると、全て回収して中間処理施設で振り分けをいたしまして、処理をするといったようなリサイクルをしてみたいとかというような、ですんで、一番変わると思われるのは、今、米子市で具体的に言いますと、可燃ごみと不燃ごみで分かれているものを、プラスチック素材についてだけは一括で回収をして最終的な処理までもっていきなさいねというのが、国が今、考えておられることだと認識しております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると今は、プラスチックごみでも固いやつ、そうでないやつを市民が分別して出して、それを集めてそれぞれ処理をしていくということを今はやっているというのを、一括回収だから市民はもうプラごみはすべて同じもので出してしまう。それを回収して、今のお話、答弁では、それを回収した側が、中間処理、そこでやっぱり分別をする。それでいろいろな用途によってリサイクルする。多分、用途によってというのは、それこそ文字どおり、プラスチックを再生して何らかに使うとか熱回収するとか。多分、埋立て部分もあるのではないかと思うけど、その違いということでしょうか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 おっしゃるとおりで、中間施設において、光学選別機みたいなもので、例えば、このままプラスチックの材料としてまた使えるものとか、サーマルリサイクルしなければならないものとかというのに選別いたしまして、処理をするというようなことを想定されていると伺っております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、これは西部広域がということになりますが、今、焼却施設とか埋立て処分場とか、それから中間処理、今でいうリサイクルプラザに相当するものも今度新たにというそういう計画で進めていると私は理解しているのですが、今、中間処理、不燃物のいろんな処理は、一括処理、そこで分別するみたいなそういったやり方もある程度考慮して西部広域は計画を練っているということなんですか。

○国頭委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 先ほど言いましたのは、国のほうでは、そういったやり方も検討を今されている最中とございまして、これは決定事項ではございまして、それぞれの

処理については、最終的には各自治体任せになるかもしれませし、今はまだ、その経過の途中ということですので、そちらの方針が決まりましたら、委員おっしゃったようなことも決まっていくなだろうとは思いますが、現在ではまだそこまでは決まっておりません。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。それから103ページ、2番でくみ取りし尿の収集・運搬に関する課題ということで、特にこの文書の下から4行の辺で書かれていること。これを読むと、何かいろいろ課題があつて問題があるんだらうというのは分かるのですが、具体的なところが今一步分からないので、例えば、下から4行目でこう書いていますよね。とにかく一般的には、し尿の処理の量は減っているという事実。それからし尿処理の責任は市にある。その前提で今、下から4行目からいくと、し尿許可業者の業務の安定の保持を目的に合理化事業計画を策定して、許可車両台数の減車等に取り組んでいる。だからこの合理化事業計画というのは、許可車両台数を減らしていくということに取り組んでいると読めます。ただ、今後、このままでは支障が生じることが懸念されると書いているのですが、これはどういう支障が生じるという懸念があるのですか。

○国頭委員長 片山担当課長補佐。

○片山クリーン推進課生活環境担当課長補佐 し尿のくみ取りに関して支障が生じるというのは、具体的にどういう内容かということですが、し尿につきましても、こちらにも記載しておりますように、現在、許可業務により収集を行っているところです。現在6社の業者さんに、それぞれ区域ごとに業者さんを指定しまして、区域割りという形で許可を出して収集をさせていただいているところです。ただし、今6社でし尿の収集台数は、7台となっているところです。ですけれども、現在、し尿の収集量がどんどん減少していく中で、適正な台数は今後7台ではなく、どんどん台数が減っていくということが予想されておりますけれども、業者の数自体が6社ですので、いずれどこかは廃業しないといけないことになるということが予想されています。そうなると、区域を変更したりしていく必要があるんですけれども、それが効率的に収集できる体制が取れるのか。というところと、あともう採算が合わないからできないと言われてしまいますと、こちらも、市も処理責任がありますので、そうなってしまうと、市にとっても市民の皆様にとっても、重大な支障が生じる。そういうことにならないように、安定的な処理体制を検討していく必要があるということです。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 7台というのは、6社合計の台数ですよ。そうすると減らすといっても、6台以下には減らせないから、もっと減らそうと思ったら、区域割りを変更して、業者の数も減らしてみたいな。そういったことが必要になってくるという意味で、ただ、それがそういうことをするのはいろいろ大変だから、検討する必要があるという趣旨、そういう内容ですね。分かりました。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○国頭委員長 ないようですので本件については終了いたします。以上で全ての報告案件が終わりました。その他はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○国頭委員長 以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

午後4時05分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 国 頭 靖